

公有財産売却について

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を個別に入札に付し、各々売払う。

(自動車)

区分 番号	財産名称	登録	排気量	走行距離	予定価格(円)	入札保証金(円)
1-1	トヨタ 小型ポンプ付積載車	H23.3	2.98	6,251	50,000	5,000
1-2	トヨタ 小型ポンプ付積載車	H22.2	2.98	9,942	50,000	5,000
1-3	三菱 小型ポンプ付積載車	H15.3	2.83	13,379	50,000	5,000
1-4	トヨタ 小型ポンプ付積載車	H24.2	2.98	9,395	50,000	5,000

※予定価格とは、あらかじめ大船渡市が定めた最低売払価格をいう。

2 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
 - ウ 暴力団および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方
 - エ 当該物件を暴力団の事務所、公の秩序または善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これに類するものの用に供しようとする方
 - オ 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している方
 - カ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用などしている方
 - キ 暴力団または暴力団員に対し資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している方
 - ク 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している方
 - ケ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している方
 - コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている方
 - サ アからコまでに該当する方の依頼を受けて入札に参加しようとする方
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 大船渡市が定める大船渡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）およびK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (6) 日本国内に住所がない方
- (7) 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する大船渡市職員

3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却 システムの画面上で参加申し込みなど一連の手続きを行うこと。

- (1) 参加仮申し込み 売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行うこと。

仮申し込み締切日：令和6年7月31日（水）14時まで

- (2) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、令和6年8月7日（水）17時までに大船渡地区消防組合ホームページ内の大船渡市消防団のコーナーより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類を添付のうえ、大船渡消防署に送付、または持参すること。（郵送の場合は、令和6年8月7日（水）の消印有効）

※ 添付書類

- 1 個人の場合または法人で代表者本人が入札する場合

- (1) 印鑑登録証明書の写し 1通
- (2) 個人の住民票の写し(法人の場合は、商業登記簿謄本の写し)、免許証のコピー、住民基本台帳のコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通

- 2 法人で代表者以外の方(代理人)が入札する場合

- (1) 代表者の印鑑登録証明書の写し 1通
- (2) 代表者の住民票の写し、代表者の免許証のコピー、代表者の住民基本台帳のコピー、代表者のパスポートのコピーのうちいずれか1通
- (3) 代理人の印鑑登録証明書の写し 1通
- (4) 代理人の住民票の写し、代理人の免許証のコピー、代理人の住民基本台帳のコピー、代理人のパスポートのコピーのうちいずれか 1通

4 物件下見期間について

物件区分	日時	展示場所	連絡先
1-1	令和6年7月16日（火）から	岩手県大船渡市 盛町字下館下 35-1 (大船渡市防災センター)	大船渡消防署 0192-27-2119
1-2	令和6年7月30日（火）まで		
1-3	※土曜日、日曜日を除く		
1-4	9時から17時まで		

5 一般競争入札等の場所及び日時

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和6年8月13日(火)13時から8月20日(火)17時まで
- (3) 入札確定 令和6年8月22日(木)17時

6 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、大船渡市が定めた入札保証金を入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。

8 契約に関する事項

落札者は、令和6年8月27日(火)17時までに契約を締結しなければならない。

9 売払い代金の納付

契約を締結した者は、令和6年9月3日(火)までに、大船渡市が指定する口座に銀行振込により当該契約に係る売払い代金を納付しなければならない。

なお、納付する代金は、落札金額から入札保証金を差し引いた金額とする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに大船渡市インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、大船渡市は開札を行い売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

12 その他

- (1) 権利移転に伴う費用は落札者様の負担になります。
- (2) 一時抹消状態での引渡しとなります。
- (3) 車両の引取り、運搬に要する経費等は落札者様の負担となります。
(レッカー車による牽引、仮ナンバー取得による自走等にてご対応ください。)
- (4) 売買代金納入後、現状有姿により引渡します。売却物件については、大船渡市は契約不適合責任を負いません。いかなる理由があっても引渡した財産の返品・交換はできません。(ノークレームノーリターン)
- (5) 引渡し後、車両を使用する場合は落札者様自らが新規検査及び新規登録の手続きを行う必要があります。
- (6) 手続きをするにあたり、修理等が必要な場合は、落札者様の負担になります。
- (7) 入札した時点で、物件の現況をインターネット上の画像や説明等を確認し納得したものとみなします。
- (8) 当該車両の背景に映りこんでいるものは、オークション対象外です。